

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1ほか13名

債務者 郡山市

債権者準備書面(1)

2011年 7月 5日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健 治

1、広がる放射能汚染

もともと本申立は、緊急の救済のため、本来の被ばく（外部被ばくと内部被ばくの合計）のうち外部被ばくだけを取り上げ、なおかつ年齢差を全く考慮せずに、児童生徒の被ばくの危険性を証明し、よって早期の救済を請求するものである。

しかし、現実には、先月6月30日、福島市の子ども（6～16歳）10人中10人の尿からセシウムが検出され、内部被ばくにおいて深刻な問題が明らかにされた（甲39の記事参照）。また、今月3日夜9時のNHKスペシャル・シリーズ原発危機第2回「広がる放射能汚染」では、福島市の児童生徒の通学路で13.7mSv/年といった高い放射線量が検出されているにもかかわらず、学校外のため「手つかずのまま放置されている」深刻な事実が指摘された。そこで、年齢差による被ばくの被害のちがいについて「若年時での被曝によるガン死は現れるのは遅いが、他の年齢より危険度が非常に大きい」（甲10。ジョン・W・ゴフマン『人間と放射線』271頁）ことも考慮したとき、債権者らは現在、一刻の猶予もならない、極めて憂慮すべき危険な状態に置かれていることは明らかである。

2、債権者らの陳述書

債権者とその親等が本申立の債権者となる決意をした理由及び現在の心境をつづったのでその書面17通を提出する（甲21～37）。

そこには、何の罪もない子供たちが、或る日突然、生命・健康に対する未曾有の危険な状態に陥れられたにもかかわらず、政府、福島県などに「子供たちを守ろう」という真摯な姿勢が全く見られなかったため、深い絶望と憤りに追いやられた彼らが、人権の最後の砦である裁判所に救いを求める切実な声がつづられている。

3、疎開を認める決定を求める署名

先月6月29日、疎開を認める決定を求める署名の呼びかけ後1週間足らずで、日本のみならず全世界から（その中には、ECRR2003年勧告（甲17）及び2010年勧告（甲18）作成で中心的役割を果たしたECRR議長のクリス・バス

ビー博士の署名も含まれている)約2,300名(注釈:のちに3000名と判明)
もの署名が寄せられた(甲38)

これらは、本申立に対し、いかに多くの人々が深い関心と共鳴を寄せているかを
雄弁に物語るものである。

以 上